

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長南町は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

長南町長

公表日

令和7年6月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法に基づき国民健康保険業務を実施している。 ①被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付している。 ②医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行っている。また、その受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。 ③被保険者の加入期間、所得及び資産を把握し保険税の算定をし、納入通知書の印刷を行っている。また、口座払いの申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に保険料の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行っている。 ④収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。 ⑤「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)(または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。 ⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)) ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、長南町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、長南町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、長南町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、長南町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、共通宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、バックアップシステム、国保情報集約システム、国保総合システム、医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名

1. 国保資格情報ファイル 2. 国保給付情報ファイル 3. 国保賦課情報ファイル 4. 国保特別徴収情報ファイル
5. 国保収納情報ファイル 6. 国保滞納情報ファイル 7. 国保宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表の44の項 <オンライン資格確認に係る業務> ・番号法第9条第1項及び別表の44の項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
--------	--

②法令上の根拠	(長南町が照会) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69の項、70の項、71の項 (長南町が提供) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項、3の項、6の項、13の項、16の項、19の項、27の項、38の項、42の項、56の項、65の項、69の項、83の項、87の項、111の項、115の項、125の項、131の項、137の項、141の項、145の項、158の項、161の項、164の項、165の項、166の項、173の項 (オンライン資格確認に係る業務) ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	[保険給付]健康保険課 [保険税賦課徴収]税務住民課
②所属長の役職名	健康保険課長 税務住民課長
6. 他の評価実施機関	
総務省, 地方公共団体情報システム機構	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒297-0192 千葉県長生郡長南町長南2110番地 長南町総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒297-0192 千葉県長生郡長南町長南2110番地 長南町総務課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月12日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月12日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[○] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☒ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	行政情報システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、マイナンバー情報連携等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報、担当業務に必要な範囲に制限しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。そのため、アクセス権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は、「十分である」と考えられる。。	